

子どもの権利条約 フォーラム'97

報 告 書



1997年11月2日・3日

於：川崎市国際交流センター

主催 子どもの権利条約フォーラム'97実行委員会

よびかけ団体 子どもの権利条約ネットワーク・国際子ども権利センター

●後援● ユニセフ駐日事務所 (財)川崎市国際交流協会 川崎市 川崎市教育委員会
神奈川県 神奈川県教育委員会 横浜市 横浜市教育委員会

●共催●
(財)神奈川県国際交流協会

子どもの権利条約フォーラム'97

子どもの権利条約フォーラムは、1993年から始まり、5回目を迎えました。子どもの権利条約は日本で批准されて4年、日本の社会では子どもの権利実現に関してどれだけ進展を見せたのでしょうか。神戸須磨事件を始めとして、深刻化する一方のいじめ、不登校問題や虐待の問題、また外国籍の子どもの差別問題など解決が求められている問題が山積しています。

フォーラム'97では、子どもの権利条約を共通の基準として、これらの問題に積極的に取り組んでいる市民、民間団体、実務・実践家、子どもたち、若者が参加し、神奈川県・川崎の地で経験の交流を深めました。

このフォーラムを通じて、全国から集まった参加者の皆様が新しい世界や新しい人々と出会い、新しい希望が生まれ、それが全国に広がることを切に願っています。

趣旨・目的

- (1) 日本における子どもの問題に取り組む人々と、海外における子どもの問題に取り組む人々の現状報告および意見交換。
- (2) 子ども同士の交流、子どもとおとなの意見交換。
- (3) 実効ある条約実施のための国や自治体との建設的対話。
地域から子どもの権利実現をはかるための自治体との連携。
- (4) 条約を共通の基準に日本と世界の子どもの権利水準の検証。
- (5) 条約の趣旨や規定の普及。地域に根ざした広報活動の促進。

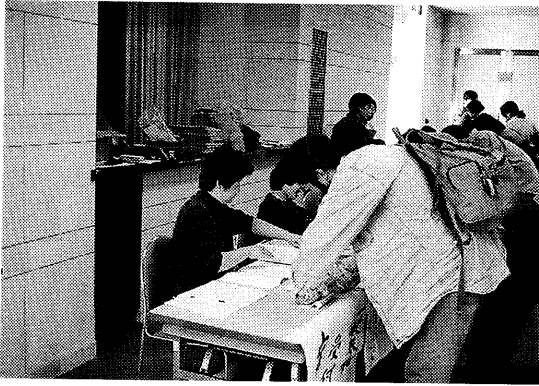
第1日目 11月2日(日)

13:00	オープニング・プログラム	3
	①出会いのセッション	
	②メッセージ（開会あいさつ）	
	③オープニング・イベント	
15:00	シンポジウム	4
	「地域からの子どもの権利実現」	
	子どもアクション広場	5
19:00	交流会	

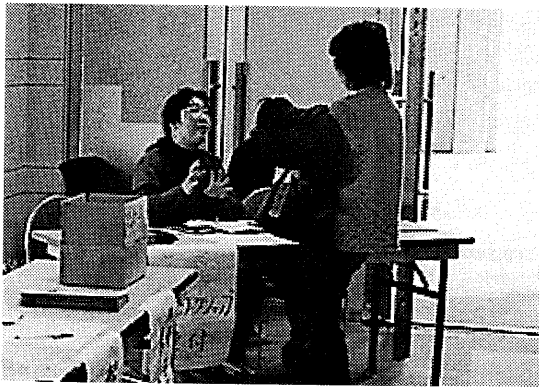
第2日目 11月2日(文化の日)

10:00～12:00 朝食休憩 13:00～15:00

10:00	課題別分科会	
第1分科会	子どもが参加する学校教育	6
第2分科会	子どもが参加する地域社会	7
第3分科会	多文化共生社会にむけて	8
第4分科会	少年法と子どもの権利	9
第5分科会	子どもとおとなの居場所づくり	10
第6分科会	日本政府報告書と市民からの条約検証	午前のみ 11
第7分科会	世界の子どもの権利 — カナダの子ども救済	午後のみ 12
第8分科会	子どもの権利条約入門ワークショップ	13
第9分科会	CAPワークショップ—子どもへの暴力防止プログラム	14
15:15	全体会	
	各分科会参加者からの報告と閉会のことば	
	フォーラム参加者のアンケート結果	15
	情報市・販売・展示コーナー	
	新聞記事から	20
	賛同団体	21
	賛同個人・後援団体・協賛団体	22
	あとがき	23



受付のようす



受付のようす



開会あいさつする
フォーラム実行委員長 喜多明人

オープニング・イベント



川崎市立桜本中学校
日朝・日韓友好同好会の生徒さんによる民族舞踊と民族音楽

地域からの子どもの権利実現

シンポジスト：小宮山健治さん（川崎市教育委員会）
吉永省三さん（川西市教育委員会）
平清太郎さん（子どもの人権専門委員）

進行：荒牧重人さん

シンポジストの平さん、吉永さん、小宮山さんと司会の荒牧さん（右から）



条約広報や地域社会への子ども参加に成果を上げている川崎市、川西市などの自治体の取り組みを報告し、住民と行政の協力関係のあり方を検討しました。また、子どもの人権専門委員制度の課題や子どもの権利に関する制度・法令制定の可能性についても検討しました。

最初に進行の荒牧さんから、シンポジウムの目的や留意点について説明がありました。地域からの条約実現のために行政と地域住民はどのような協力関係を築くべきか、また、法的仕組みや制度どうするかを検討すべきとの提案があり、その際特に自治体の役割の重要性が強調されました。国が条約推進に熱心でないこと、子どもに関わる権限が自治体にあること、条約の早期批准を求める動きなど積極的な自治体も多かったことなど自治体に期待できることは多いということでした。

シンポジストのひとり、川崎の小宮山さんは行政の立場から条約広報のパンフレットや人権相談カードを子どもたちに配布した取り組みを紹介してくれました。また、「かわさき子ども夢共和国」

という子どもたちが学校の枠を超えて意見発表できる場を作ったこと、それらを行政の施策にどう活かすかが課題だといったお話がありました。

兵庫県川西市の吉永さんからは、いじめの問題がきっかけで子どもの実態調査をしたり電話相談を開設したり、教職員や生徒向けに人権ハンドブックを配布するなどの取り組みが紹介され、また、子どもの人権と教育を検討する委員会からの提言について報告がありました。提言では、学校・家庭・地域・行政が互いの役割を確かめ合い連携して問題の背景に迫り、構造や意識を変えていくことが必要で、そのためには行政によるおや支援、子どもの自主活動支援、NGOとの連携が重要であることなどが指摘されているとのことでした。また、オンブズパーソン制度などの制度化や子ども自身の参加をどう作っていくかも重要で、その一環として「かわにし子どもの人権フォーラム」を公募で運営しているというお話でした。

東京の平さんは権利条約批准に伴って法務省が新設した子どもの人権専門委員で、その概要、活動、問題点について報告してくれました。現在の専門委員は既存の人権擁護委員制度を利用しただけで独立の第三者機関にはなっておらず、オンブズパーソンに本来求められる監視機構になりえていないこと、特に子どもの人権侵害の多くが学校で発生していて、子どもや親の声を代弁できる第三者機関の設置が急務ということでした。



子どもアクション広場

子どもアクション広場では、企画から運営まで子どもたちの手で約70名の参加者のもと、子ども参加活動など広範な話題を七つのグループに分かれて話し合いました。

今回の参加団体は、①福岡子ども会議②青森子どもの国保育園ちび助ランド共和国トーキングキッズ③東京シュレ④私服通学をしている子ども⑤川西市子どもの人権フォーラム⑥川崎市立桜本中学⑦けいじばん?⑧あびのページなどで、北海道や東京の子どもたちも同席しました。

まず、子ども団体からの活動紹介をしてもらい、その次に子どもと大人を含めた自己紹介をしながらのビンゴゲームを行いました。グループ討論は、内容を参加者の自由として、約一時間にわたって行いました。

今回の特色は、企画から運営まで子どもたちがやったということです。子どもどうしの情報誌「けいじばん?」の子どもたちと、神奈川県川崎市でさまざまな問題と取り組んでいる『川崎・子ども・夢・共和国』の子どもたちの8人が中心でした。子どもたちは、この企画のために集まったのでおたがいに慣れていないこともあり、また、たがいの家が遠いことや、みんな部活などで忙しいこともあって、四苦八苦しながら企画しましたが、子自分たちの意見をもとにこの企画を成功させてくれたと思います。これからのフォーラムでも、さらに子どもが参加できる方法を模索していくべきだと思いました。



子ども団体からの活動報告です。



子どもとおとなの話し合いもありました。



グループに別れて討論もしました。

子どもが参加する学校教育

報告者、先生、コメンテータと司会者のみなさん

報告者：猪又智子さん（土幌町中央中学校2年生）
 岡部翔太さん（土幌町中央中学校2年生）
 石橋遣一さん（土幌町中央中学校卒業生・現高校1年）
 小泉真志先生（土幌町中央中学校）
 和田真也先生（土幌町中央中学校）

コメンテーター：尾木直樹さん（教育評論家）

司会：福田博行先生（杉並区立東田中学校）



第1分科会では、北海道土幌町中央中学校から現役中学生・卒業生・教員を招き、「子どもが参加する学校教育」の観点からの実践報告を中心に、情報の共有と議論が進められました。当日参加者数60数名。現役中学生・高校生・大学生・教員・父母から、教職員組合・教育委員会の職員の方まで、実にバラエティに富んだ顔ぶれとなりました。それだけに、午後の討論では、様々な立場からの活発な質問・意見が相次ぎ、参加者の関心の高さがうかがわれました。

午前の部は生徒たちによる実践報告。土幌町中央中では、体育祭・文化祭はもとより、遠足やキャンプ、修学旅行の準備まで、その期日や行先・目的・ルール・スケジュールを生徒が自主的にすべて話し合いで決定し、すすめていくそうです。教師は、生徒から出された結論を受け入れる環境整備に徹しているということです。「教師は生徒が道を歩いていくための道具だ。」和田先生はこう言い切ります。中学2年生のメイン行事であるキャンプの話し合いでは、「本当にキャンプに行きたいのか。」というところまで立ち戻って話し合ったそうです。行事をすでにあるものとして無条件に受け入れるのではなく、キャンプをする上での目的意識が各々になればキャンプをする意味がない。中止も考慮に入れる、そんな真剣な話し合いをするなかで主体的な目的意識を、生徒たちが自ら喚起していく。真剣に討論する過程で、討論の重要性、全員の意見を反映することの意義、各自自分の意見を持つことの必要性を、生徒一人一人が実感していくとのことでした。「先生から

の援助で一番うれしかったのは民主的討議の進め方」だというのはなしです。この中学校は民主主義が、教師と生徒の関係、生徒同士の関係の中で体现されている学校なのです。

報告をしていた生徒たちの、生き生きとした表情に、参加者は非常に感銘を受けたようでした。午後の討論では、現在、学校や教師に不満を持つ父母が、現状を打開するためのヒントを得ようと真剣に質問・相談する姿が多く見られました。その質疑応答の中で、前生徒会長の石橋君が述べた次の言葉は印象的でした。「数々の活動を通して、楽しくなるには自分から楽しむ努力をしないとダメなんだということを学んだんですよ。苦労しながらみんなで作り上げることの喜びを知って、そこから抜け出せなくなったんですよ。」——「子どもが参加する学校教育」という方向性が産む実りの多さに確信を抱かずにはいられない言葉ではないでしょうか。

最後に教育評論家の尾木直樹さんから、土幌の実践に見られる生徒同士、教師と生徒、教師同士の平等な横並びの関係（パートナーシップ）の構築こそが、いい学校・いい社会をつくる一つの展望となるというコメントがありました。

土幌の実践を目の当たりにし、参加者各人の属する現状とを比較することで、その現状を改善するにはどうすればよいかを、参加者一人一人があらためて考えさせられた分科会でした。

（内田塔子記）

地域社会への子ども参加

報告者、司会者のみなさん

報告者：川崎貴大さん、山本さやかさん（神奈川ふれあい子どもサミット）
 山田奈津帆さん、大槻徳子さん（川崎子ども・夢・共和国）
 田口瑞枝さん、林聡子さん（子どもの権利条約研究会・町田KEN）

司会者：田辺裕子さん（中野区福祉部事業課長）
 菅源太郎さん（子どもの権利条約ネットワーク）



学校以外の自分を表現できる居場所。私には欲しくてたまらなかった覚えがある。子どもは子どもなりに考えていることを認めて欲しかったし、共通の思いを抱く仲間の中で、自分の強さ・弱さを含めた存在の大きさを感じてみたかった。今は1人の大人として日々を送っている私であるが、大人と言えるほど自分は大きくない。子ども達に逢って、実感した。

私が参加させて頂いたこの分科会は、当初「子どもが何を考え、望んでいるのか」を求めている大人の参加が多いのではないかと思われていた。だが、当日になって、報告者以外の団体の子ども達がたくさん参加してくれ、会場は子ども達一人一人の持つ言葉とエネルギーで満ちあふれていた。

主に午前中、それぞれの団体の紹介、活動内容、それにまつわる大人と子どものディスカッションが行われた。子ども参加を求めている大人にとって、子ども達への呼びかけ、またどのようにすれば集まってくれるであろうかなどが話の中心になった。

午後は、学校内で起こる先生のひいき、いじめ、それに不登校児の問題など、現在の学校の在り方についての問題が話し合われた。学校が本当に子ども達にとって良い環境なのか。本当の答えは個人で出していくべきことだと思うが、子ども達はこう言っていた。「学校へ行っていることが正しいとは思わない。学校へ行っていないくても、自分のやりたいことを見つけれれば、学校以上の価値があるのではないか。自分の言いたいこと、や

りたいことがあれば、学校という枠にとらわれなくてよいと思う。学校へ行っている行っていないという問題ではなく、自分に何ができるかだと思う。ただ学校へ行っているだけの子ではなく、自分を持っている私でありたい。」と。

たくさんの大人に、自分の声を、「子どもの声をもっと聞いて欲しい」と、ずっと思っていて願い続けて来た。だが自分が「大人という立場に立つ側」になり、いつの間にか忘れてしまっていた気がする。自分が同世代の頃、何を望んでいたかということに。自分一人では何もできなかった無力さを、皆で何かすれば実現できた喜び、勇気、あの強さ。大人たちに子ども達に活力を分けてもらえた気がする。世間の大人は、「今の子ども達は」と批判めいた発言をするが、ここで断言したい。「子ども達の未来は今の大人より明るく、力強いものだ。」と。大人の1人として信じていきたいと思っています。（佐藤紀子記）

子どもの参加が多く子どもたちのペースで話し合いが進みました。



多文化共生社会にむけて

右から司会の山本さん、報告者の小倉さん、北村さん、三浦さん



報告：三浦知人さん（ふれあい館）

北村真佐子さん（ソナの会）

小倉敬子さん（レッツ国際ボランティア交流会）

体験報告：鈴木佐代子さん、ペエ・ピョンジュさん

初井スサナさん

この分科会では、いろいろな文化をもつ子どもたちが互いに尊重される社会作りについて考えました。

まず、「ふれあい館」の三浦和人さんの報告から始まりました。そこでは川崎市に住んでいる在日韓国・朝鮮人子どもたちだけではなく、日本人の子どもからお年寄りまでが集まり、ふれあうことができる色々な活動の場を設けているそうです。ふれあい館を川崎市が設置するまでの辛い過程、また、ふれあい館のおかげで在日の三世、四世の子どもたちが本名を名乗る気になり、それを市民が理解するようになったことなどについても話してくれました。

次に、神奈川県に住むマイノリティーの子どもたちや外国語を母国語とする多様な文化をもつ子どもたちへの支援を行っている「ソナの会」の北村真佐子さんが報告をしてくれました。受験、進学、就職の時、本名ではどうしてもやりにくかったり、差別されてしまったりする今の社会の現状に対応するためにマイノリティーの子どもたちが「通称名」を作っていること、またこのような立場の子どもたちへの行政からの進路保証の必要性などについて話してくれました。

午前中の最後には「レッツ国際ボランティア交流会」の小倉敬子さんが報告してくれました。設立当初は 帰国子女（海外生活経験者）への支援を目的としていましたが、今は主に日本で暮らす外国籍の妻などへの支援を行ったり、地域住民および外国人との草の根交流を通じ、国際相互理解および親睦を計っていることを話してくれまし

た。日本人の子どもたちに他文化についてもっと詳しく理解してもらい、多文化共生を目指す教育の一環として川崎市の学校で始まった「民族ふれあい事業」を紹介、またそのプログラムが子ども達にどのような刺激になったかも報告してくれました。

午前中はいろいろな文化をもつ子どもたちを支援する団体の代表者の報告であったのに対し、午後は当事者である在日、滞日、帰国子女の若者による実体験の報告でした。初めに、二歳から十歳までイタリアに暮らしていた高校生、鈴木佐代子さんが報告してくれました。外見、国籍は皆と同じ日本人なのに、外国で育ったため考え方や価値観が違うことが原因で学校の生徒や先生にまでも妬まれ、冷たくされ、偏見の目を向けられたりされたりするなどの苦い経験話をしてくれました。

ずっと本名で暮らしてきた在日の高校生であるペエ・ピョンジュくんは在日であるがために今まで浴びてきた差別の言葉や体験についてや、彼にとっては農楽（韓国・朝鮮の農民の村祭りの音楽）が在日である自分の主張や気持ちを伝えられる一つの手段であることも語ってくれました。

最後に、親の仕事の都合でペルーから来て滞日している初井スサナさんが報告をしてくれました。高校時代、「外国人」というだけで同級生に離れられ、誰とも深い友情関係をもてなかった経験を話してくれました。（土谷絃子記）

〈この後は13ページにつづく〉

少年法と子どもの権利

報告者：後藤弘子さん（富士短期大学）
 寺中 誠さん（アムネスティ）
 網野利夫さん（全司法、家裁調査官）
 藤井誠二さん（ルポライター）

進行：吉峯康博さん（弁護士）

右から報告者の網野さん、藤井さん、後藤さん、寺中さんと司会の吉峯さん（中央）



少年非行の現状を分析した上で、神戸須磨区で起こった衝撃的な事件を通して見えてくる少年法をめぐる問題を検討しました。少年の適切な取り調べとは、なぜ少年司法手続きは非公開なのか、少年鑑別所は何のための施設か、マスコミ報道のあり方は、被害者やその家族の救済はどうすればよいのか、少年法の改正は必要なのかなど、さまざまな問題が提起され、活発な討論が行われました。

神戸事件は、切断された頭部が校門におかれていたことからセンセーショナルな事件として社会の注目となっていました。特に14、15歳の少年には刑罰をつけられず、少年院収容の期間が2～3年との報道に接し、少年法への批難が集中しました。少年の写真の掲載の是非をめぐっても大きな議論となりました。

この分科会では、こうした神戸の事件に関する分析も少年法改正論議も、事実に基づき冷静に進められる必要があるだろうという視点を確認しま

し、以下のような問題について議論しました。

少年法は非行をしたとされる個人がわかる報道を禁じているが、マスコミの報道姿勢や、新しい問題としてのインターネットの現状など。

少年の取り調べには親などの立ち会いがなく、収容場所は留置場であるが、適切な取り調べとはどういうものか。

少年手続きは非公開で、審判廷は公開されず、捜査段階や家裁段階で作られた書類も秘密である。非公開としている理由、公開の方法があるのかどうか。

少年鑑別所は何のための施設か。精神鑑定は何を明らかにしようとするのか。少年院の収容期間は、刑罰と同じに悪質さの程度で決まるものなのか。少年院を出た後に公的な機関からの働きかけがあるのか。いわれなく苦しめられる被害者やその家族への救済と刑事司法の大原則の「無罪の推定」は少年司法ではどのように表れるか、などでした。



子どもとおとなの「居場所」づくり

報告者：島根三枝子さん（地球座・代々木高等学院）

三宮麻里さん（BAKUの会）

勝本浩司さん（子ども権利条約ネットワーク）

朝倉景樹さん、石井志昂さん（東京シュレー）

近田賢吾さん（けいじばん?）

井出晴己さん、本間由美子さん（たまりば）

司会者：西野博之さん（たまりば）

議論白熱の分科会。中央は進行役の西野さん。



「ボクは向き合うとどうも話しにくい。丸くなりませんか。」1人の若者の提案で、参加者総動員で気持ちよい空間作りからこの分科会は始まりました。自己紹介を兼ねて「自分にとっての居場所」からイメージされるものを全員から出してもらいたかったのですが、550名以上もの人が詰めかけてくれて、報告者8名に絞らざるを得なかったのは非常に残念でした。

まず地球屋の島根さん。自分が居やすい場所との想いで7年前から続けてきたスペースをこの3月で閉じ、居場所を求める若者達が経済社会の中でどう自分を生かせるか考え合い、小物も販売する喫茶店にした。ご自身は通信サポート校で相談員を務める毎日。印象的なのは、学校という場に舞台が移っても、地球屋の時と何も変わらないという事。相談室には大人（教師）もやってくる。居心地がいいと感じる人のそばにいる事で、他の人もまた居心地が良くなるもの。居場所は場所じゃなくて、その人の中にあるものだ、しみじみ感じていると言うことでした。

引きこもっていた子がちょっと出て行ける場として始まったBaku（バク）から三宮さんの報告。先にお母さんの関わりがあり、家に電話をかけてくる子どもたちと出会ってみたいとなったのがきっかけ。やはり居心地良く過ごす人に出会って自分も居心地良くなっているようでした。

けいじばんの勝本さん。自分の考えを言葉で表現し、キャッチボールができる、言った事がきちんと取り上げられる場の必要性を感じ、けいじばんがスタートしたそうです。そこで記者として活

動中の露木さんは、発行に至る過程で自分を表現できると話してくれました。

東京シュレーから朝倉さんと石井君。朝倉さんはシュレーの成り立ち、日常の活動、スタッフの仕事について報告。スタッフは子供たちをサポートする立場、そのことでスタッフも自分らしくいられる。石井君は、家でも学校でもやりたくない事を押しつけられて居心地が悪く、どこにも居場所がなかった。シュレーと出会って自分のやりたい事が認められる場が見つかったとのことでした。

たまりばからは、ひとの思惑を気にしながら生きてきた人生を取り戻し、ごまかしなく生きていきたいと、5年前から運営も担う関わりを続ける井出さん。役割りに逃げこめない所で自分とひとに向き合ってみたく、フルタイムの仕事をパート職に転じてたまりばと関わり出した本間さん。自分らしく居ていい場だからこそ、自分をみつめる厳しさもつきつけられる場だと感じているそうです。

言いたい事が言えて、それが認められる事は本来あたり前で、公教育の中でこそそうあってほしいと発言があったが、あたり前にできない現実として、韓国籍を持つ親御さんから、学校で異文化が排除されている話に一同唖然としました。あまりに大きく大切な問題で、ぜひとも今後掘り下げる課題としてみんなの心に残りました。

結局、居場所は器ではなく、どんな想いで場を作っているか、どんな想いの人が集まっているか、どれだけの人が言いやすいか。そんな事がたいせつなのではないだろうかと思いました。

（本間由美子記）

日本政府報告書と市民からの条約検証 (午前のみ)

報告者：平野 裕二さん (ARC)

最新子どもの権利委員会報告—日本の報告書の事前審査を中心に—

板倉 聡史さん (旭川大学)

「子どもの権利条約に関する実態調査から見えてくること」

司 会：荒牧 重人さん (山梨学院大学)

子どもの権利条約の実施に関する日本政府報告書が98年5月に「子どもの権利委員会」(ジュネーブ)で審査されます。それに先立ち、委員会にレポートを提出したNGOから意見などを聞く事前審査が10月に開かれました。

そこで、この分科会では、条約の実施状況の市民レベルでの検証を、委員会での報告審査との関わりも含めてどのように進めていくかについて報告し、議論を行いました。

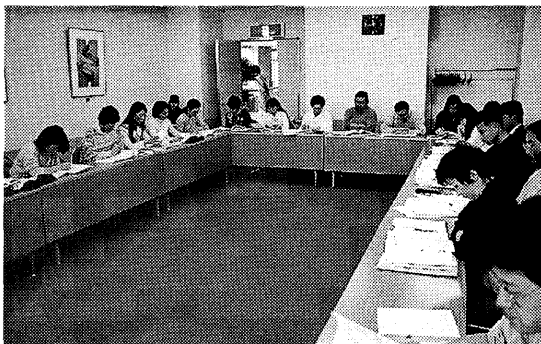
まず平野裕二さんが、委員会の作業方法やその位置づけについて、日本の報告審査との関わりも踏まえながら報告。とくに、市民・NGOがさまざまな面で役割を果たしていくことの重要性が強調されました。

また、国際レベルの検証を有効に行うためにも、基本は私たちが進めている市民レベルの検証です。フォーラム実行委員会編『検証 子どもの権利条約』(日本評論社)の成果などをもとに、さらに検証のあり方を検討しました。

右から報告者の松倉さん、平野さんと司会の荒牧さん



そのひとつとして、松倉聡史さんが、北海道教職員組合教育政策調査研究室によって行われた「子どもの権利条約と権利保障に関する実態調査」について報告しました。綿密なクロス分析も含めた解析作業により、学校現場での条約実施の実態や課題が浮かび上がりました。もっとさまざまな分野でこのような調査がすすめられる必要があると感じました。



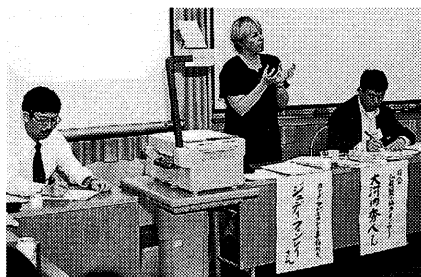
熱心に聞き入る参加者の皆さん

「世界の子どもの権利—カナダの子ども救済制度—」(午後のみ)

中央はカナダでの取り組みを語るフィンレイさん。右は司会の大河内さん。

報告：ジュディ・フィンレイさん（カナダ・アドボカシー事務所長）
(通訳付)

司会：大河内秀人さん（仏教国際協力ネットワーク）



1978年、カナダのオンタリオ州で民間のイニシアチブで発足した「子ども家庭サービス・アドボカシー事務所」(Office of Child and Family Service Advocacy)は、1984年に法律で正式に制度化され、公的機関となりました。州政府のコミュニティ・ソーシャル・サービス省（日本でいう厚生省）に所属する、副大臣直属の機関です。電話相談（フリーダイヤル）を中心に、子どもの権利の代弁と「子どもの最善の利益」を追求する活動を行っており、政府に対しても独立の立場から提言をする権限が与えられています。福祉サービス（同省管轄）を現に受けている、または受けようとしている子どもや家族、寄宿制学校等（教育訓練省管轄）で暮らしている学生、罪を犯した若者のためのプログラムへの参加者や施設収容者（法務長官矯正サービス省管轄）は誰でも、このアドボカシー事務所に連絡して助けを求めることができます。

ジュディ・フィンレイさんは、地域子どもセン

ターなどでの豊富なクリニック・ソーシャルワーカーとしての経験を経て、1991年より同事務所の所長を務めてきました。

分科会では、まず、カナダでは様々な文化・民族・宗教などが尊重されているという背景から子どもの権利についても真剣に受けとめられているという話がありました。たとえば、子どもが家庭を離れて施設に入所するときには自分にどんな権利があるかを子どもの理解力に見合ったことばで説明され、30日後にも再度説明があるとか、電話相談は無料でいつでも受けられるといった話がありました。

また、アドボカシー事務所のシステムとして興味深かったのは若者コンサルタントのような存在がいて、かつてケアを受けた体験を持つ若者が事務所の活動に助言をしたり、学生のボランティアや海外からの学生を受け入れていることでした。

また、行政サービスが複雑なのでどれが一番いいかをアドバイスしたり、福祉関係者・

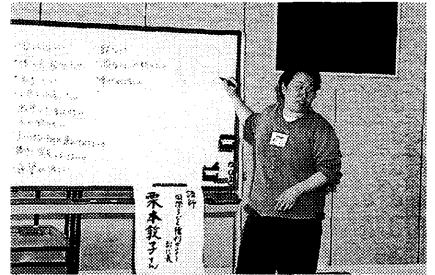
教員・弁護士・ソーシャルワーカーなどの専門家からも問い合わせが多く、助言を提供しているとのことでした。フィンレイさんによれば「アドボカシーとはスキルではなく生き方であり哲学である」とのことです。決められた仕事をするだけでなく子どものために何ができるかを作り出していく積極性が重要だという意味に受け取れました。



子どもの権利条約入門ワークショップ

講師：栗本敦子さん（国際子ども権利センター副代表）

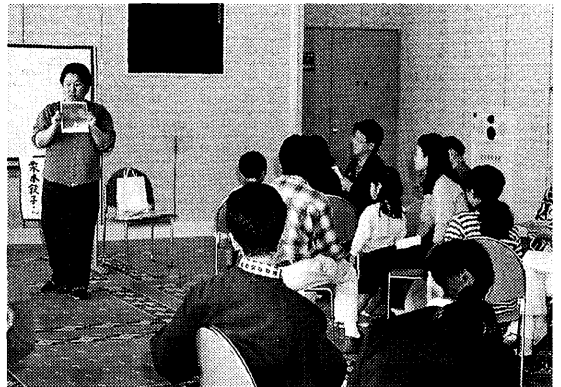
講師の栗本さん。条約をわかりやすく教えてくれることで定評があります。



フォーラム恒例の入門ワークショップ。「権利、権利ってそんな主張する前に義務をはたさんと」「子どもの権利いうても、ワガママとはきちがえんと」「条約って、かわいそうな国の子どものためのものとちがうねん」。

こんな声があることに対して、講師の栗本さんの優しい関西弁に参加者はリラックスし楽しみながら、条約の基本的な意味を学んでいきました。このようなワークショップは条約学習の方法として非常に有用だと思いました。

子どもたちも大人も熱心に聞き入っています。



第3分科会報告のつづき

私たちはこれらの報告を基に、日本人はどうしても「同化」を強く求め、少しでも違う者を「仲間」から排除する傾向がある、という結論に達しました。そしてこれをどう無くし、どうやって違いを認め合って生きていくのか、というところに着眼しました。この異質排除は日本人の意識の問題である為、その根本的な意識から変えて行かねばならない。なぜ日本人は自分と違うものを受け入れられないのか。それは日本がまだ多文化という環境に慣れていなく、少しでも異なる背景、文化、考え方などが入って

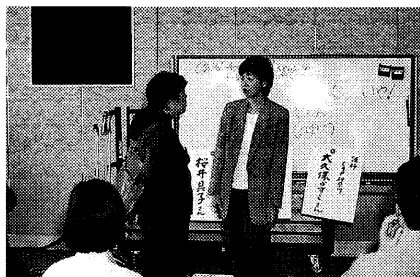
きた時に、それをどう尊重し、認めればよいのかわからないからなのではないだろうか。違いを認めるという面で日本は自由になり豊かにならなければならない。そのためには在日や滞日、海外生活経験者等いろいろな文化をもった人々と子どもの頃から数多く、そして深くふれあうことが必要である。「日本人は多文化社会の中で生きる実力をつける必要がある。」との意見にこの分科会の参加者全員が大きくうなずくばかりでした。（了）

CAPワークショップ

ロールプレイでいじめなどから身を守る対処法をわかりやすく学びます。

講師：大久保かずこさん、草野順子さん、
辻久枝さん、吉村真紀さん（CAP神奈川）
安藤由紀さん、桜井具子さん（グループCAP）

司会：草野順子さん、吉村真紀さん



CAPとは、Child Assault Prevention（子どもへの暴力防止）の略で、子どもがさまざまな暴力（いじめ、誘拐、性暴力など）から、自分を守るためのプログラムです。自分の心と体を大切にすることとしての権利について学び、暴力に対して具体的にどうしたらよいかを、ロールプレイ（役割劇）をまじえて、いっしょに考え、身につけます。

まず、小学生向けプログラムが行われました。参加者は小学校一年生から中学生まで16名。CAPプログラムは、まず子どもたちに「権利」について話すことから始まります。食べる権利や寝る権利と同じように、子どもたちは、大切な三つの権利＝安心する権利、自信を持つ権利、自由に行動する権利＝があることを学びます。そして、四つのロールプレイ＝いじめ・誘拐・性暴力・大人への相談＝を通して、いじめも誘拐も性暴力も、三つの大切な権利を奪う行為である事。そして、権利をとられない様にするには何が出来るかを話し合い、「いや」と言って良いこと、逃げて良いこと、友だちに助けてもらっても良いこと、大人に相談すること、を学んでいきます。子どもたちには、友人を助ける役でロールプレイに加わってもらいました。また誘拐の場面では、自己防衛の方法や、特別の叫び声の出し方も練習しました。「わかりやすかった。」「おもしろかった。」というのが子どもたちの感想です。印象的だったのは中学生三人の共通した感想、「年上の人や先生に相談するのは難しい。」です。子どもの話を真剣に受け止め援助していく大人が増えて行くことは、子どもをエンパワーしていく事とともに大切な事

と改めて実感させられました。

大人ワークショップ（2時間）では、まず、アメリカでのCAPの成り立ちと、日本にプログラムが紹介された経緯についての話がありました。その後、参加者40名は、小学校3年生になったつもりで、子どもワークショップ体験をしました。後半は、虐待について、その分類と対応分野、虐待の神話と事実についての説明。そしてCAPの中心思想であるエンパワメントについて話されました。力には、肯定的な力と否定的な力がある事、否定的な力は暴力・支配・権威など外に向かって働く力であり、肯定的な力とは、愛・援助・権利意識など内に蓄えられていく力で、否定的な力に対抗していく力となります。エンパワメントとは、誰でもが内にもつ力を発揮できるような働きかけです。そして子どもが暴力に立ち向かっていけるよう働きかけていく為には、まず大人自身が、本当に自分を大切にできているか、再確認して見る必要があります。協調性が重んじられ、自分を抑える事が美德とされてきた日本の風土の中では、権利という言葉は、受け止めにくいものです。質疑応答の中では、「小学生に権利ということが理解できるのだろうか。」という声があがりました。また、「大人でもだまされる事の多い世の中で、子どもは言葉巧みに寄ってくる暴力的な大人から身を守れるのだろうか」という質問も出されました。「子どもとは…」という固定観念で子どもをみない事、子どもは小学校一年生でも権利の意味を理解できると話され、熱気ある二時間が終わりました。（草野順子記）